RAC川育補償加入ガイドライン

1. 目的

当ガイドラインは、川での体験活動を促進し、川に学ぶ社会を推進するため、「RAC川育補償」の適正な利用を行う上で必要な事項について下記の通り定めます。

２．RAC川育補償加入の条件  
　　①RAC正会員であり、会費の滞納がないこと。

②下記「３．RAC川育保険補償条件の責務」を満たすことのできる団体であること。

③別紙、「RAC川育補償加入団体のルールとマナー」を準拠して活動できる団体である  
こと。

３．RAC川育補償加入団体の責務

1. 信義誠実の原則

・川の体験活動を実施する団体は参加者の安全を確保するため、公序良俗及び信義に従い誠実に体験活動事業を実行することを現場の指導者へ徹底すること。

1. 期日内及び迅速な連絡・報告及び入金

・予め決められた期日以内に必要な報告及び入金を行うこと。

・事故やけが等、保険申請の事故が発生した場合には速やかに所定の方法にて連絡窓口へ報告すること。

1. 安全管理マニュアルの設置と教育

・川の体験活動実施に関する安全管理マニュアルを設置し、教育指導を行っていること。

1. 体験活動安全管理責任者の設置

・RACトレーナーもしくは、RAC指導者で且つRACの認める安全管理責任を配置すること。

（５）ひやりはっとの作成と提出

・加入団体は自ら行う体験活動において発生した「ひやりはっと」を収集・分析し体験活動の安全向上に努めること。

・継続して当該補償を利用申請する場合は、申請対象年度の前年度に発生した「ひやりはっと」を必ず提出すること。

1. 参加者情報（個人が特定できる名簿）の事務所内設置と迅速な提出

・連絡担当者の常駐する事務所内にて1年間保持すること。また、ＲＡＣ又は保険会社・保険代理店より依頼の場合は迅速に情報を提出すること。

・万一に備え参加者名簿、参加者数はRACの送る様式にて毎月集計しておくこと。

平成27年3月10日

NPO法人川に学ぶ体験活動協議会

ＲＡＣ川育補償加入団体のルールとマナー

1. 組織的なリスクマネジメント・システムの構築と見直し

・継続的にリスク管理を行うために、安全管理マニュアルの見直しや指導者研修の実施等を定期的に実施すること。

1. 軽微な医療費支出に関する団体負担準備金の確保

・当該保険制度は、一団体では負担の難しい賠償請求等に対応することを目的に構築している。加入団体は軽微な医療費用の支出に備え、各団体の責任において医療費等団体準備金として常時5万円以上確保すること。

　　　・通院３日目迄の医療費支出を、軽微な医療費支出の目安とする。

平成27年3月10日

NPO法人川に学ぶ体験活動協議会